

監査公表第16号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月14日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
会計課

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間
平成30年5月14日～平成31年3月1日

第5 監査の方法
平成30年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る平成29年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【会計課】

意見

- 1 現在使用する歳入システムは平成33年度当初にサービス終了となるため、新システムである総合収納システムへの移行に当たっては、今後円滑に対応できるよう手順書の確立、習熟に対する仕組み、各課との調整を図り実施されたい。
- 2 備品管理については、新庁舎への移転を機に、原課における現品と物品一覧との照合作業の徹底を指導されたい。